

再評価実施事業調書・審議結果・経過書（令和元年度再評価実施）

1 再評価実施事業調書

事業名	公有財産管理事業（未利用地）	事業主体	坂東市	
実施（施工）地名	坂東市岩井5109番地2 他			
事業の概要・事業制度	<p>事業の目的及び概要 本市では平成30年3月現在で1,900,948㎡の未利用地を保有する。市の管理する未利用地については今後積極的なファシリティマネジメントと利活用の推進が必要不可欠となっている。</p>			
	<p>費用負担の内訳（概要を記入） 平成31年度予算 財産管理に要する経費 1,000千円 内訳：不動産鑑定業務委託料500千円、測量委託料500千円、</p>			
	<p>再評価実施の理由 市の公有財産については施設等については「坂東市公共施設等総合管理計画」を定め将来的な管理について方向性を打ち出したが、保有する未利用地についても今後移住定住等を含めた積極的な利活用や売却などについて再検討するものである。</p>			
事業及び関連事業の進捗状況	事業採択年度	平成22年度	本年度事業予算額（うち用地費）	1,000千円（-千円）
	事業着手年度	平成30年度	前年度事業決算額（うち用地費）	199千円（-千円）
	当初完了予定年度（該当事業のみ記入）	-年度	当初全体事業費（該当事業のみ記入）	-千円（-千円）
	<p>事業の進捗状況（工事の場合においては用地補償費等の進捗状況） H30.10月 売払い候補地検討 H30.12月 売払い候補地現地調査（管財課）及び未利用地等有効利活用検討委員会にて売払い候補地決定。市議会全員協議会で売払いについて説明 H31.2月 売払いの入札公告（5筆、4物件） H31.3月 入札及び契約（2筆、2物件）</p>			
	<p>関連事業の進捗状況 坂東市公共施設等総合管理計画（H29.3策定済）及び今後策定予定の坂東市公共施設長期保全計画（個別計画）と調整を図りつつ、用途廃止等で利用計画がない施設等についても売却処分等を検討する必要がある。</p>			
<p>今後の事業進捗見通し 特に市街化区域内市有地（資材置き場、駐車場等）、用途廃止された施設（土地）については、費用対効果の視点から全体的な検討を行い、早急に利活用、処分を具体的に進める。</p>				

※「当初完了予定年度」及び「当初全体事業費」については第3条第1項第1号から第3号に該当する事業のみ記入する。

社会経済情勢の変化	土地売却に際し土地価格の下落傾向が続いており、過去の取得価格との差額が生じている。
費用対効果分析等要因の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売払い結果 2筆 1,017㎡ 23,588,300円 ・ 今後、課税による収益が見込まれる。
コスト縮減・代替立案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売払いにより維持管理コスト（除草費用等）の軽減が図れる。
地元の意向及び情勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地を多数保有しており、売払いを行う手法について、慎重に検討する必要がある。 ・ 境界未確定の土地については、立会い、測量等を行って売払う必要がある。 ・ 不整形地、狭隘地等で隣接者以外に利用が困難な土地については、直接交渉を行う必要がある。

対応方針案	<p>対応方針案（ 継続 ・ 見直し ・ 中止 ・ 休止 ）</p> <p>対応方針案の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の保有資産のうち未利用地等の利活用、処分をさらに実施することにより市の財政収入やコスト軽減に繋がることから、今後着実に進めていく。
-------	--

2 公共事業再評価委員会審議結果（令和元年9月24日意見具申）

審議対象事業	(1) 公有財産管理事業（未利用地）
市が示す対応方針及び考え方	継 続
	市の保有資産のうち未利用地等の利活用、処分をさらに実施することにより市の財政収入やコスト軽減に繋がることから、今後着実に進めていく。
審議結果	本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、市の公共事業再評価の内容及びそれに基づく対応方針案は妥当であると判断する。

3 経過及び現在の状況（令和6年8月末時点） 意見具申以降の対応、取組経過等を記載する。

対応方針に基づき、市の保有資産のうち未利用地等の利活用、処分を実施し、市の財政収入やコスト軽減に努めている。

【貸付】 件数及び収入

令和元年度	8 件	4,257,876円
令和2年度	9 件	4,499,664円
令和3年度	14 件	6,149,674円
令和4年度	16 件	11,664,308円
令和5年度	13 件	14,928,381円

【売却】 件数及び収入

令和元年度	2 件	34,630,068円
令和2年度	1 件	8,057,880円
令和3年度	0 件	0円
令和4年度	2 件	2,436,400円
令和5年度	2 件	396,755,452円
	(うち1件 旧岩井西高等学校跡地	395,925,952円)

事業番号②

再評価実施事業調書・審議結果・経過書（令和元年度再評価実施）

1 再評価実施事業調書

事業名	桜並木整備事業		事業主体	坂東市
実施（施工）地名	坂東市逆井城跡公園 外16カ所			
事業の概要・事業制度	<p>事業の目的及び概要 本市では平成22年度より「桜のまちづくり」を目指し取り組んでいる。市の事業としてこれまで約440本の桜の植樹のほか、基金の管理及び植樹プレート等の設置・補修、樹木の消毒等を実施している。</p>			
	<p>費用負担の内訳（概要を記入） 平成31年度予算 桜並木事業に要する経費 1,086千円 内訳：需用費14千円、委託料1,050千円、原材料費22千円</p>			
	<p>再評価実施の理由 これまで樹木管理のほかに植樹を実施してきたが、事業開始当初からの計画変更となったため植樹可能用地の減少や維持管理費の増大により、改めて市としての事業の方向性を再検討するものとする。</p>			
事業及び関連事業の進捗状況	事業採択年度	平成22年度	本年度事業予算額（うち用地費）	1,086千円（千円）
	事業着手年度	平成22年度	前年度事業決算額（うち用地費）	1,362千円（千円）
	当初完了予定年度（該当事業のみ記入）	-年度	当初全体事業費（該当事業のみ記入）	-千円（千円）
	<p>事業の進捗状況（工事の場合においては用地補償費等の進捗状況） 計画当初は江川をはじめとした植樹による桜並木を目指した整備事業であったが、整備が困難なことから代替用地へ植樹を実施し、現時点において植樹は440本となっている。一定程度の桜の植樹が実施できたが、当初目指した桜並木の実現は困難な状況である。</p>			
	<p>関連事業の進捗状況 当初計画として江川河川沿いへ植樹の検討を行ったが、河川法等の制限により遊歩道や植樹に関する整備には至っていない状況である。</p>			
<p>今後の事業進捗見通し 近年は樹木の維持管理費用が増大傾向となっており、今後更に増大することが見込まれる。</p>				

※「当初完了予定年度」及び「当初全体事業費」については第3条第1項第1号から第3号に該当する事業のみ記入する。

社会経済情勢の変化	<p>計画当初においては河川等への植樹を計画していたが、河川法等の関係上、実現は困難であるとの結論に至っている。</p> <p>また、桜の管理に関しては剪定や害虫駆除など、樹齢とともに管理費用が増大することから、維持費において増加傾向となる見込みである。</p>
費用対効果分析等要因の変化	<p>本事業は景観の向上等に寄与するものであり、事業の性格上費用対効果の分析は困難である。</p>
コスト縮減・代替立案	<p>桜の植樹及び樹木管理についてはこれまで企画課において実施してきたが、今後は主に現状維持に留めるとともに、植樹地を管理する部署において他の樹木と一体的に管理を実施することによりコストの削減を図るものとする。</p>
地元の意向及び情勢	<p>桜のまちづくり推進会議が組織されており、市民活動として桜を通じたまちづくりの推進を図っている。</p>

対応方針案	<p>対応方針案（ 継続 ・ 見直し ・ 中止 ・ 休止 ）</p> <p>対応方針案の考え方</p> <p>本事業については今年度末で10年を経過し、植樹可能となる用地の減少や樹木の成長に伴う維持・管理費用の増大等の観点から、今後は現状の維持を中心とした事業形態へ移行する。また、樹木の管理等についても植樹地の管理と一体的な管理の実施によりコスト削減を目指す。</p>
-------	---

2 公共事業再評価委員会審議結果（令和元年9月24日意見具申）

審議対象事業	(2) 桜並木整備事業
市が示す対応方針案及び考え方	見直し
	本事業については今年度末で10年を経過し、植樹可能となる用地の減少や樹木の成長に伴う維持・管理費用の増大等の観点から、今後は現状の維持を中心とした事業形態へ移行する。 また、樹木の管理等についても植樹地の管理と一体的な管理の実施によりコスト削減を目指す。
審議結果	本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、市の公共事業再評価の内容及びそれに基づく対応方針案は妥当であると判断する。

3 経過及び現在の状況（令和6年8月末時点） 意見具申以降の対応、取組経過等を記載する。

<p>対応方針に基づき、令和3年3月に、「坂東市桜の里親事業実施要綱」を改正し、新規の寄附受入（里親認定）を停止した。（寄附最終受入日：令和2年3月11日）</p> <p>以降、本事業については、植栽した桜木の剪定（年1回）、薬剤散布（年2回）及び樹木周りの除草等の管理のみを実施している。なお、植樹地（道路、公園等）の管理との一体的な管理には至っていない。</p> <p>倒木や枯れ等、迅速な対応が必要な桜木については、植樹地管理所管課と情報連携を行い、状況の把握及び迅速な対応に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費決算額 <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度 1,031,000円 令和2年度 1,058,300円 令和3年度 1,165,600円 令和4年度 1,232,330円 令和5年度 1,309,385円（フロンティアパーク坂東計画地内桜木の伐採費用除く。） ・令和5年度末 桜木数395本

事業番号③

再評価実施事業調書・審議結果・経過書（令和元年度再評価実施）

1 再評価実施事業調書

事業名	敬老事業（敬老祝金）		事業主体	坂東市
実施（施工）地名	坂東市岩井4365番地			
事業の概要・事業制度	<p>事業の目的及び概要 本市では合併当初より、敬老の意を表し、併せてその福祉を増進することを目的に、各年8月1日を基準日とし、77歳（喜寿）に1万円、88歳（米寿）に3万円、99歳（白寿）に5万円を敬老祝金として該当者へ支給している。（市税等滞納の場合は対象外）</p>			
	<p>費用負担の内訳（概要を記入） 平成31年度予算 敬老事業に要する経費 16,840千円 内訳：扶助費16,840千円</p>			
	<p>再評価実施の理由 少子高齢化の進行により開始当時と状況は変化しているが、本事業は高齢者が健康増進に努めるとともに、市税等の期限内納付について意識啓発につながることも見込めることから、当面の間事業継続を行う事について、改めて検討を行うものとする。</p>			
事業及び関連事業の進捗状況	事業採択年度	平成17年度	本年度事業予算額（うち用地費）	16,840千円 （ - 千円）
	事業着手年度	平成17年度	前年度事業決算額（うち用地費）	13,870千円 （ - 千円）
	当初完了予定年度（該当事業のみ記入）	- 年度	当初全体事業費（該当事業のみ記入）	- 千円 （ - 千円）
	<p>事業の進捗状況（工事の場合においては用地補償費等の進捗状況） 毎年9月に敬老祝金を支給している。</p>			
<p>関連事業の進捗状況 75歳以上の方を対象に敬老会を開催している。対象者全員に職員が敬老祝品を配布している。</p>				
<p>今後の事業進捗見通し 対象者に敬老祝金を支給する。</p>				

※「当初完了予定年度」及び「当初全体事業費」については第3条第1項第1号から第3号に該当する事業のみ記入する。

社会経済情勢の変化	<p>少子高齢化の進行により、平成17年から平成30年までの間に、高齢者人口は約4,000人増加しているが、生産年齢人口は約5,200人、年少人口は約1,700人減少しており、高齢化率は19.8%から28.2%に上昇している。</p>
費用対効果分析等要因の変化	<p>費用対効果分析を実施していない。</p> <p>※収納率、保険給付、介護保険認定率等は高齢人口の増加に比例して推移しており、本事業の効果を数値に基づき立証することはできない。</p>
コスト縮減・代替立案	<p>支給額の減額や、対象年齢の見直しによる事業費の縮減が考えられるが、具体的検討は行っていない。</p>
地元の意向及び情勢	<p>市民に対する意向調査を実施した実績はない。</p> <p>近年、敬老祝金の見直しに関する報道が見られるようになり、県内では行方市において本年度から、88歳に支給する長寿祝金を1万円から5千円に減額している。</p>

対応方針案	<p>対応方針案（ 継続 ・ 見直し ・ 中止 ・ 休止 ）</p> <p>対応方針案の考え方</p> <p>当面現在の状況を維持していくが、数年中に費用対効果の検証や全世代に対する意向調査を実施するとともに、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて事業の見直し作業も視野に入れ検討を実施する。</p>
-------	---

2 公共事業再評価委員会審議結果（令和元年9月24日意見具申）

審議対象事業	(3) 敬老事業（敬老祝金）
市が示す対応方針案及び考え方	継続 当面現在の状況を維持していくが、数年中に費用対効果の検証や全世代に対する意向調査を実施するとともに、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて事業の見直し作業も視野に入れ検討を実施する。
審議結果	本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、市の公共事業再評価の内容及びそれに基づく対応方針案は妥当であると判断する。

3 経過及び現在の状況（令和6年8月末時点） 意見具申以降の対応、取組経過等を記載する。

<p>敬老祝金事業は、令和6年度も実施しており、事業見直し作業等の実施には至っていない。</p> <p>令和3年度の公共事業再評価委員会においても審議対象事業として、支給額の見直し案等について付議し、意見具申を頂戴した。</p> <p>※令和3年度以降の取組については、令和3年度の再評価実施事業経過及び現在の状況において記載</p>

事業番号④

再評価実施事業調書・審議結果・経過書（令和元年度再評価実施）

1 再評価実施事業調書

事業名	事業所交流会事業		事業主体	坂東市
実施（施工）地名	坂東市岩井4365番地（坂東市庁舎）			
事業の概要・事業制度	<p>事業の目的及び概要 本市では平成22年度より地域産業の連携と協力による地域経済活性化を図ることを目的に事業所交流会を実施している。第1回から第6回までは「月見の茶会」として逆井城跡公園において実施していたが、第7回より場所を観光交流センター秀緑へ移して実施し、現在に至っている。</p>			
	<p>費用負担の内訳（概要を記入） 平成31年度予算 商工振興に要する経費 800千円 内訳：事業所交流会補助金800千円</p>			
	<p>再評価実施の理由 開催当初は逆井城跡公園において茶会を楽しみながら事業所交流会として開催していたが、ビジネスマッチングをメインにするなどの理由などにより現在の開催形態としている。現在も飲食主体の形態が続いてはいるが、本事業の開催が参加者間でのビジネスに結びついたとの声もある。今後よりビジネスマッチングに繋がるような方法を検討していく必要がある。</p>			
事業及び関連事業の進捗状況	事業採択年度	平成22年度	本年度事業予算額 （うち用地費）	800千円 （ - 千円）
	事業着手年度	平成22年度	前年度事業決算額 （うち用地費）	637千円 （ - 千円）
	当初完了予定年度 （該当事業のみ記入）	- 年度	当初全体事業費 （該当事業のみ記入）	- 千円 （ - 千円）
	<p>事業の進捗状況（工事の場合においては用地補償費等の進捗状況） 8月に本年度の事業所交流会実行委員会を開催</p>			
<p>関連事業の進捗状況 新年に国・県・市及び各種団体並びに市内事業所が一堂に会する賀詞交歓会を秘書広報課にて実施している。</p>				
<p>今後の事業進捗見通し 8月中 事業所交流会運営委員会を開催し、今年度の開催内容を決定する。 9月中 参加事業所のとりまとめ 10月中旬 今年度の事業所交流会を開催</p>				

※「当初完了予定年度」及び「当初全体事業費」については第3条第1項第1号から第3号に該当する事業のみ記入する。

社会経済情勢の変化	<p>圏央道の開通、坂東インター工業団地の造成により企業立地が進んでいる。また、圏央道の4車線化も決定されており、地域への経済効果が見込まれる。</p>
費用対効果分析等要因の変化	<p>昨年度にアンケートを実施したところ参加事業所全体の52%の回答率であった。回答内容は、交流が出来たという事業所が45%、商談に結び付いたという事業所が3件、次回も参加したいという事業所が65%という結果であった。以上のことから、参加頂いた事業所に対し一定程度の効果が見られる。更に工夫することでビジネスマッチングに繋げていく。</p>
コスト縮減・代替立案	<p>よりビジネスマッチングに繋がるような手法の検討を行い、本市の産業・経済の活性化へ繋げていくと同時に、事業費の見直しによりコスト縮減に努める必要がある。</p>
地元の意向及び情勢	<p>アンケートの結果65%の事業所がまた参加したいという事から、新たな事業所間の交流を求めている。</p>

対応方針案	<p>対応方針案（ 継続 ・ 見直し ・ 中止 ・ 休止 ）</p> <p>対応方針案の考え方（案）</p> <p>本事業においてはこれまで飲食中心の事業所交流となっていたが、賀詞交歓会等の関連事業と調整しながら現行の内容を精査し、飲食中心から参加頂いた事業所に対してよりビジネスマッチングに繋がるような手法による開催となるよう実施する。</p>
-------	---

2 公共事業再評価委員会審議結果（令和元年9月24日意見具申）

審議対象事業	（４）事業所交流会事業
市が示す対応方針案及び考え方	見直し 本事業においてはこれまで飲食中心の事業所交流となっていたが、賀詞交歓会等の関連事業と調整しながら現行の内容を精査し、飲食中心から参加頂いた事業所に対してよりビジネスマッチングに繋がるような手法による開催となるよう実施する。
審議結果	本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、市の公共事業再評価の内容及びそれに基づく方向性は妥当であると判断するが、一部修正案として下記の案を提案する。
修正案	本事業においては過去の課題を踏まえ改善を実施し、よりビジネスマッチングに繋がるような手法による開催となるよう実施するとともに、来年度以降については交流会の在り方や開催形態について関係団体と協議を実施し、幅広く見直しを実施するものとする。

3 経過及び現在の状況（令和6年8月末時点） 意見具申以降の対応、取組経過等を記載する。

<p>令和2年度 新型コロナウイルス感染症の影響により中止 令和3年度 令和元年度事業所交流会運営委員会会長と打合せを行い、中止 令和4年度以降事業所交流会の開催はなし</p>
--

事業番号⑤

再評価実施事業調書・審議結果・経過書（令和元年度再評価実施）

1 再評価実施事業調書

事業名	ばんどうホコテン事業		事業主体	坂東市
実施（施工）地名	坂東市内（岩井地区商店街）			
事業の概要・事業制度	事業の目的及び概要 ばんどうホコテン事業については平成22年度より岩井地区商店街を中心に歩行者天国として各種イベントを実施。現在は平成30年度より年4回（1月、3月、5月、9月）実施している。			
	費用負担の内訳（概要を記入） 平成31年度予算 観光振興に要する経費 1,200千円 内訳：観光協会補助金 1,200千円			
	再評価実施の理由 現在年4回（1月、3月、5月、9月）の歩行者天国を実施している。各方面からの協力のもと開催を実施しているが、開催月により人数が少ないこともあり、内容の見直しを図る必要がある。			
事業及び関連事業の進捗状況	事業採択年度	平成22年度	本年度事業予算額 （うち用地費）	1,200千円 （ - 千円）
	事業着手年度	平成22年度	前年度事業決算額 （うち用地費）	1,349千円 （ - 千円）
	当初完了予定年度 （該当事業のみ記入）	- 年度	当初全体事業費 （該当事業のみ記入）	- 千円 （ - 千円）
	事業の進捗状況（工事の場合においては用地補償費等の進捗状況） 毎月打合せを実施し、9月28日（土）のばんどうホコテン開催に向けて準備を実施。			
関連事業の進捗状況 企画課によるバスの乗り方教室を実施予定。				
今後の事業進捗見通し 今後開催のばんどうホコテン開催に向けていろいろなイベントを実施する。				

※「当初完了予定年度」及び「当初全体事業費」については第3条第1項第1号から第3号に該当する事業のみ記入する。

社会経済情勢の変化	<p>坂東インター工業団地の立地企業も進んでおり、今後商店街への集客増加を図っていく必要がある。</p>
費用対効果分析等要因の変化	<p>天候や気候などの要因も含まれるが、開催月により人数が少ない回もあるため、各回あたりの費用対効果等について検討する必要がある。</p>
コスト縮減・代替立案	<p>行事費の見直し・効率の良い事業運営を常に検討し、コスト軽減に努める。また、人数の少ない開催回については何らかのイベントへ特化していく検討も必要である。</p>
地元の意向及び情勢	<p>来場者アンケートの結果では「ずっと続けてほしい」や「いつも楽しみで来ています」、「また来たい」という意見もある。 また、各商店街も工夫を凝らしイベントを実施している。</p>

対応方針案	<p>対応方針案（ 継続 ・ 見直し ・ 中止 ・ 休止 ）</p> <p>対応方針案の考え方</p> <p>現行の内容について各回の内容を精査し、参加の少ない開催月については各方面のご意見を頂戴しながら再検討を行うとともに、今後の参加状況によりイベントの集約や季節的な行事に特化したものなども視野に入れた検討を行うものとする。 また、事業費の見直しを行い、コスト軽減に努める。</p>
-------	---

2 公共事業再評価委員会審議結果（令和元年9月24日意見具申）

審議対象事業	(5) ばんどうホコテン事業
市が示す対応方針案及び考え方	見直し 現行の内容について各回の内容を精査し、参加の少ない開催月については各方面のご意見を頂戴しながら再検討を行うとともに、今後の参加状況によりイベントの集約や季節的な行事に特化したものなども視野に入れた検討を行うものとする。 また、事業費の見直しを行い、コスト軽減に努める。
審議結果	本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、市の公共事業再評価の内容及びそれに基づく方向性は妥当であると判断するが、一部修正案として下記の案を提案する。
修正案	現行の内容について各回の内容を精査し、参加しやすい開催形態への見直しや開催月の検討など、各方面のご意見を頂戴しながら再検討を行うとともに、今後の参加状況によりイベントの集約や季節的な行事に特化したものなども視野に入れた検討を行うものとする。 また、事業費の見直しを行い、コスト軽減に努める。

3 経過及び現在の状況（令和6年8月末時点） 意見具申以降の対応、取組経過等を記載する。

<p>令和2年度、3年度 中止（新型コロナウイルス感染症の影響により） 以降、開催なし</p> <p>令和4年度 岩井の夏まつりが中止となり、市民提案でばんどう応援（エール）市を開催。 （開催に係る費用にホコテン事業の予算を充てた）</p> <p>【ばんどう応援（エール）市の開催状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年9月25日 第1回（マルシェ、テーブルコーディネート展、地域応援商品券大抽選会等） ・令和5年5月28日 第2回（テント村、商店街抽選会、茨城物産展等） ・令和5年10月1日 第3回（消費生活展、鉄道誘致イベント、将門まつり50回大会記念抽選会等） ・令和6年5月26日 第4回（茨城物産展、茶音、合併20周年記念抽選会等）※合併20周年記念事業 ・令和6年10月6日 第5回（ばんどう商工まつり、消費生活展）※合併20周年記念事業
--

事業番号⑥

再評価実施事業調書・審議結果・経過書（令和元年度再評価実施）

1 再評価実施事業調書

事業名	上水道供給事業		事業主体	坂東市
実施（施工）地名	坂東市内（市内全域）			
事業の概要・事業制度	<p>事業の目的及び概要 本市の上水道について岩井浄水場および猿島浄水場による供給を行うほか、県西用水の上水を購入し、市内全域へ上水道を供給している。 駒躰、神田山配水場においては全量を県西用水から受水している。 ※県西用水：茨城県の上水道</p>			
	<p>費用負担の内訳（概要を記入） 平成31年度予算 原水及び浄水に要する経費 550,250千円 内訳：委託料75,350千円、修繕費51,299千円、動力費15,615千円、受水費407,681千円</p>			
	<p>再評価実施の理由 現在の岩井浄水場からの供給はほぼ県西用水の契約水量を超えて供給しており、また浄水施設の管理費も大きいものとなっている。今後県南水道との広域化により県西用水の購入可能量が上昇するため、これに伴い本事業の見直しを図り、浄水場による供給から県西用水の効率的な利用へ移行し、負担軽減を目指すものである。</p>			
事業及び関連事業の進捗状況	事業採択年度	平成19年度	本年度事業予算額 （うち用地費）	550,250千円 （ - 千円）
	事業着手年度	令和12年度	前年度事業決算額 （うち用地費）	千円 （ - 千円）
	当初完了予定年度 （該当事業のみ記入）	- 年度	当初全体事業費 （該当事業のみ記入）	- 千円 （ - 千円）
	<p>事業の進捗状況（工事の場合においては用地補償費等の進捗状況） 平成29年度まで包括的民間委託の方向性により、費用対効果を考慮しない浄水施設の更新等により多額な工事費及び増加する運転維持管理費用が発生している。 平成30年度は、人口減に伴う有水量の減少により給水収益も減少している。また、岩井上水道系の取水井の水質悪化及び水量の低下が懸念される。</p>			
<p>関連事業の進捗状況 平成30年度の水道法改正により、県内においても水道事業の広域連携について検討されている。 運転管理委託費用も年々増加している。</p>				
<p>今後の事業進捗見通し 浄水施設や水道管の老朽化が進んでいる状況であり、大規模な更新が必要とされているが、県西用水への移行を図ることとし、浄水場の維持修繕費用を最小限に抑える。</p>				

※「当初完了予定年度」及び「当初全体事業費」については第3条第1項第1号から第3号に該当する事業のみ記入する。

社会経済情勢の変化	日本の人口変動や、節水機器の普及等による家庭での1人あたりの使用水量の減少により平成12年（2000年）をピークに減少しており50年後（2068年）にピーク時より4割減少となるといわれている。
費用対効果分析等要因の変化	水道事業は、原則水道料金で運営（独立採算性）されているが、人口減少に伴い水道料金も減少し、年々経営状況は厳しくなってくる。 しかし、今後10年間に於いて浄水施設を更新する29年度までの方向性では巨額な費用を投入することとなり、減価償却費等の懸念を後世に残すことになり、また取水井の水質及び水量の問題を解決するためには更なる費用を要する。 現在の少量の浄水と県西用水の受水を同時に続けていくと、配水効率は低下し、水質の安定性も損なわれる恐れがあり、運転維持管理に専門的知識と多くの費用を要し、各自治体の県西用水の受水量も年々減少し、余剰分が発生することは必然である。
コスト縮減・代替立案	10年間で浄水施設にかかる費用は約15億円程度になる見込みとなるため、受水費が1.5億円の増としても維持管理の委託費用の減が見込める。
地元の意向及び情勢	県西用水の受水により良質な安定した水道水の供給ができる。

対応方針案	<p>対応方針案（ 継続 ・ 見直し ・ 中止 ・ 休止 ）</p> <p>対応方針案の考え方</p> <p>今後県南水道との広域化により県西用水の購入可能量が上昇するため、現在の自給的な上水道の供給にとらわれず、費用対効果等を考慮しながら県西用水を効率的に活用することにより、浄水施設の負担軽減または管理費の削減を図る方向で事業を行うよう見直しを実施する。</p>
-------	---

2 公共事業再評価委員会審議結果（令和元年9月24日意見具申）

審議対象事業	(6) 上水道供給事業
市が示す対応方針案及び考え方	見直し
	今後県南水道との広域化により県西用水の購入可能量が上昇するため、現在の自給的な上水道の供給にとらわれず、費用対効果等を考慮しながら県西用水を効率的に活用することにより、浄水施設の負担軽減または管理費の削減を図る方向で事業を行うよう、見直しを実施する。
審議結果	本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、市の公共事業再評価の内容及びそれに基づく対応方針案は妥当であると判断する。

3 経過及び現在の状況（令和6年8月末時点） 意見具申以降の対応、取組経過等を記載する。

県南水道と県西水道の広域化に伴い、令和5年10月に県水増量に関する覚書を県企業局と締結した。（この覚書は、令和10年度の水道用水の供給増量に向けて整備を進めるためのもの）
また、現在、県が推進している水道事業の広域連携計画を受けて、広域連携に関する研究会や検討調整会議に参加し、施設の最適化や経営の一体化などの財政シミュレーションを行い、広域連携への参加について協議を行っている。

事業番号⑦

再評価実施事業調書・審議結果・経過書（令和元年度再評価実施）

1 再評価実施事業調書

事業名	市浄水場警備事業			事業主体	坂東市
実施（施工）地名	坂東市内全域（岩井浄水場）				
事業の概要・事業制度	<p>事業の目的及び概要 坂東市の水道事業については現在夜間警備を実施している。 岩井浄水場に1名の夜勤者により岩井浄水場、駒跣配水場、神田山配水場、猿島浄水場のモニターによる遠方監視を行っている。また岩井浄水場においては軽微な点検をしている。</p>				
	<p>費用負担の内訳（概要を記入） 平成31年度予算 岩井猿島浄水場運転管理に要する経費 57,387千円</p>				
	<p>再評価実施の理由 現在の警備委託についてはアラートが発生した際において軽微な対応のみとなるため、多くが職員で対応を行っている状況となっている。このため、今後の夜間警備の在り方等について見直しを実施するものである。</p>				
事業及び関連事業の進捗状況	事業採択年度	平成17年度 (合併以降として)	本年度事業予算額 (うち用地費)	57,387 千円 (- 千円)	
	事業着手年度	平成17年度 (合併以降として)	前年度事業決算額 (うち用地費)	56,376 千円 (- 千円)	
	当初完了予定年度 (該当事業のみ記入)	- 年度	当初全体事業費 (該当事業のみ記入)	- 千円 (- 千円)	
	<p>事業の進捗状況（工事の場合においては用地補償費等の進捗状況） 合併以前より、岩井市において委託していたものである。猿島地区においては平成18年度より委託を開始した。</p>				
<p>関連事業の進捗状況 運転管理業務についてはほぼ日中の対応であり、夜間緊急時は職員のみでの対処となることがほとんどである。</p>					
<p>今後の事業進捗見通し 岩井浄水場にも緊急通報装置を設置し、自動警備とし、運転状況をインターネットにて職員がいつでも監視できるようにする。 ※現在用いている緊急通報装置は異常を各職員に電話にて通報する装置で、猿島浄水場において創設時の昭和61年から設置・運用している。</p>					

※「当初完了予定年度」及び「当初全体事業費」については第3条第1項第1号から第3号に該当する事業のみ記入する。

社会経済情勢の変化	<p>遠方監視システムにより夜間の無人化、省力化を図る。</p>
費用対効果分析等要因の変化	<p>委託料に占める夜勤者の費用は約2,200万円程度である。</p>
コスト縮減・代替立案	<p>浄水場及び配水場は通常の運転では自動で制御されている。 現在夜勤者の行っている記録等はデータとして自動記録されているため、夜間の警備は自動警備等にするにより、委託費を大幅に縮減できる。</p>
地元の意向及び情勢	<p>浄水場内に防犯カメラの設置を検討。</p>

対応方針案	<p>対応方針案（ 継続 ・ 見直し ・ 中止 ・ 休止 ）</p> <p>対応方針案の考え方</p> <p>現在の警備委託についてコスト面や現体制などについて再検討を行い、緊急通報装置の設置や夜間自動警備委託の在り方について再検討を実施することにより見直しを図り、今後の財政負担を軽減する。</p>
-------	--

2 公共事業再評価委員会審議結果（令和元年9月24日意見具申）

審議対象事業	(7) 市浄水場警備事業
市が示す対応方針案及び考え方	見直し 現在の警備委託についてコスト面や現体制などについて再検討を行い、緊急通報装置の設置や夜間自動警備委託の在り方について再検討を実施することにより見直しを図り、今後の財政負担を軽減する。
審議結果	本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、市の公共事業再評価の内容及びそれに基づく方向性は妥当であると判断するが、一部修正案として下記の案を提案する。
修正案	現在の警備委託について、安全面を確保したうえでコスト面や現体制などについて再検討を行い、緊急通報装置の設置や夜間自動警備委託の在り方について再検討を実施することにより見直しを図り、今後の財政負担を軽減する。また、事業費の見直しを行い、コスト軽減に努める。

3 経過及び現在の状況（令和6年8月末時点） 意見具申以降の対応、取組経過等を記載する。

対応方針の修正案に基づき、安全面の確保の観点を加えて、見直し実施について再検討を行った。猿島浄水場では、緊急通報装置（セコム）が設置されているが、緊急通報装置はあくまでも設備の故障や運転異常などが起きた時に発報するものである。

再検討の結果、運転異常などを未然に防ぐための運転監視や設備の点検及び調整は、夜間においても必要であるため、引き続き施設管理を行っている。

○岩井・猿島浄水場等施設管理業務委託

令和元年度 47,357,328円(R1.10消費税改定)

令和2年度 49,236,000円

令和3年度 50,424,000円

令和4年度 51,480,000円

令和5年度 54,450,000円

※令和2年度以降は、坂東インター工業団地配水場の管理委託も含む

○猿島浄水場防犯火災監視業務委託

令和元年度 235,440円(R1.10消費税改定)

令和2年度 237,600円

令和3年度 237,600円

令和4年度 237,600円

令和5年度 237,600円

事業番号⑧

再評価実施事業調書・審議結果・経過書（令和3年度再評価実施）

1 再評価実施事業調書

事業名	福祉センター運営事業		事業主体	坂東市
実施（施工）地名	坂東市岩井4365番地			
事業の概要・事業制度	<p>事業の目的及び概要 地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、入浴、給食等の福祉サービス、機能回復訓練、創作活動、ボランティアの養成、各種福祉情報の提供等を総合的に行い、もって地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図る。</p>			
	<p>費用負担の内訳（概要を記入） 令和3年度予算 岩井福祉センター運営管理業務委託料：34,053千円 猿島福祉センター運営管理業務委託料：36,721千円</p>			
	<p>再評価実施の理由 両センターには浴室が設けられているが、利用者は減少傾向であり、機器の修繕等維持管理に要する経費が年々高額になっている。市内にはこの2施設に加え、さしま健康交流センター「遊楽里」にも浴室があり、公共の入浴施設が3箇所と、近隣自治体と比較し、過剰に設置されている。また、市公共施設長寿命化計画では、岩井福祉センターは令和5年度に設備改修、猿島福祉センターは令和7年度に大規模改修を実施する予定になっており、多額の財政支出が予定されていることから、改めて検討を行うものとする。</p>			
事業及び関連事業の進捗状況	事業採択年度	岩井：平成5年度 猿島：平成13年度	本年度事業予算額 （うち用地費）	岩井：34,053千円 猿島：36,721千円 （ - 千円）
	事業着手年度	岩井：平成5年度 猿島：平成13年度	前年度事業決算額 （うち用地費）	岩井：27,165千円 猿島：34,176千円 （ - 千円）
	当初完了予定年度 （該当事業のみ記入）	- 年度	当初全体事業費 （該当事業のみ記入）	- 千円 （ - 千円）
	<p>事業の進捗状況（工事の場合においては用地補償費等の進捗状況） 昨年度より発生したコロナ禍の影響により、感染拡大防止の観点から2施設とも休止中である。</p>			
<p>関連事業の進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩井福祉センター：社会福祉協議会事務所、シルバー人材センター事務所、会議室、創作室、ふれあい広場等の貸出し 猿島福祉センター：社会福祉協議会支所事務所、デイサービス（社会福祉協議会）、障がい者就労支援移行事業（ワークス、社会福祉課委託）、会議室、研修室 				
<p>今後の事業進捗見通し 岩井福祉センターは令和5年度に設備改修、猿島福祉センターは令和7年度に大規模改修を実施する予定になっており、多額の財政支出が予定されている。</p>				

※「当初完了予定年度」及び「当初全体事業費」については第3条第1項第1号から第3号に該当する事業のみ記入する。

社会経済情勢の変化	<p>高齢者が増加するなかで、今後の福祉センターに求められる介護予防や生きがづくりといった役割に鑑みると、浴室の継続は相対的に優先度が低いと考えられる。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当面の浴室利用の再開は困難と考えられる。</p>
費用対効果分析等要因の変化	<p>利用者は減少傾向であり、経年劣化等により機器の修繕等維持管理に要する経費が年々高額になっている。</p>
コスト縮減・代替立案	<p>岩井福祉センターは令和5年度の設備改修、猿島福祉センターは令和7年度の大規模改修に併せて浴室を廃止する。</p>
地元の意向及び情勢	<p>市民に対する意向調査を実施した実績はない。</p>

対応方針案	<p>対応方針案（ 継続 ・ 見直し ・ 中止 ・ 休止 ）</p> <p>対応方針案の考え方</p> <p>岩井福祉センターは令和5年度の設備改修、猿島福祉センターは令和7年度の大規模改修に併せて浴室を廃止する。</p>
-------	---

2 公共事業再評価委員会審議結果（令和3年11月9日意見具申）

審議対象事業	(1) 福祉センター運営事業
市が示す対応方針案及び考え方	見直し 岩井福祉センターは令和5年度の設備改修、猿島福祉センターは令和7年度の大規模改修に併せて浴室を廃止する。
審議結果	付帯決議を付し、妥当と判断 本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、概ね妥当と判断するが、利用者に関する配慮についてはより十分に実施する必要があると認められることから、下記の通り見直し案に対して付帯決議を付すものとする。
付帯決議	福祉センター運営事業見直しに関する付帯決議 1. 利用者へのケアについて 入浴は衛生・健康に欠かせないものであり日常生活に密着するものであることから、浴室廃止の実施にあたっては現在の利用者に対して十分な説明やケア、代替手段が確保され、その上で実施されるべきである。 2. 意見聴取等による実態把握について 浴室の廃止にあたっては、市民の意向は非常に重要な要素であることから、本件に係る意向調査を十分に実施し、聴取した意見を踏まえた上で、慎重かつ総合的に判断するべきである。

3 経過及び現在の状況（令和6年8月末時点） 意見具申以降の対応、取組経過等を記載する。

岩井福祉センターの浴室については、令和4年3月31日をもって廃止した。また、令和5年度の公共事業再評価委員会において、今後の施設全体のあり方について対応方針案の審議を受けた。

猿島福祉センターの浴室については、令和3年12月に再開、令和4年2月に再度休止、同年5月に再開して以降、継続的に稼働している。年間を通して稼働したのは令和5年度のみであるが、利用人数は4,000人程度となっており、コロナ以前の20,000人と比較すると大幅に減少している。令和6年度も、利用人数が大きく増加する傾向は見られず、市内のリピーターが大半を占めている。

現在、浴室廃止に関する意見聴取には至っていないが、社会福祉協議会での事業による利用も含めて、浴室のニーズを精査し、総合的に判断したいと考えている。

事業番号⑨

再評価実施事業調書・審議結果・経過書（令和3年度再評価実施）

1 再評価実施事業調書

事業名	敬老祝金		事業主体	坂東市
実施（施工）地名	坂東市岩井4365番地			
事業の概要・事業制度	<p>事業の目的及び概要 毎年8月1日現在、当該年度に以下の年齢に達する高齢者に対し敬老祝金を支給することにより、敬老の意を表し、併せてその福祉を増進することを目的とする。77歳（喜寿）に1万円、88歳（米寿）に3万円、99歳（白寿）に5万円を敬老祝金として該当者へ支給している。（市税等滞納の場合は対象外）</p>			
	<p>費用負担の内訳（概要を記入） 令和3年度予算 敬老事業に要する経費 15,150千円 内訳：扶助費15,150千円</p>			
	<p>再評価実施の理由 現在、高齢者の増加に伴い、事業費は右肩上がりとなっており、平均寿命も上昇を続けていることから、当面の間は事業費の増加は継続すると推測される。その後、高齢者数は減少する見込みであるが、高齢化率は上昇を続け、現役世代の負担は増加し続けることから改めて検討を行うものとする。</p>			
事業及び関連事業の進捗状況	事業採択年度	平成17年度	本年度事業予算額 （うち用地費）	15,150千円 （ - 千円）
	事業着手年度	平成17年度	前年度事業決算額 （うち用地費）	15,140千円 （ - 千円）
	当初完了予定年度 （該当事業のみ記入）	- 年度	当初全体事業費 （該当事業のみ記入）	- 千円 （ - 千円）
	<p>事業の進捗状況（工事の場合においては用地補償費等の進捗状況） 毎年9月に敬老祝金を支給している。</p>			
	<p>関連事業の進捗状況 例年、75歳以上の方を対象に敬老会を開催している（本年度は中止）。 対象者全員に職員が敬老祝品を配布している。</p>			
<p>今後の事業進捗見通し 同額で支給を継続した場合、高齢者の増加に伴い、事業費は右肩上がりになると見込まれる。</p>				

※「当初完了予定年度」及び「当初全体事業費」については第3条第1項第1号から第3号に該当する事業のみ記入する。

社会経済情勢の変化	<p>将来推計人口では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、65歳以上人口は16,000人（高齢化率32.7%）を超える見込みとなっている。その後、高齢者数は減少する見込みであるが、高齢化率は上昇を続け、2045年には39.6%と見込まれている。</p>
費用対効果分析等要因の変化	<p>費用対効果分析を実施していない。</p> <p>※収納率、保険給付、介護保険認定率等は高齢人口の増加に比例して推移しており、本事業の効果を数値に基づき立証することはできない。</p>
コスト縮減・代替立案	<p>支給額を見直して事業を継続する。</p>
地元の意向及び情勢	<p>令和元年度に実施した公共事業再評価委員会においては、「当面現在の状況を維持していくが、数年中に費用対効果の検証や全世代に対する意向調査を実施するとともに、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて事業の見直し作業も視野に入れ検討を実施する。」と意見具申を頂いた。</p> <p>県内では、令和元年度に行方市において、88歳に支給する長寿祝金を1万円から5千円に減額している。</p>

対応方針案	<p>対応方針案（ 継続 ・ 見直し ・ 中止 ・ 休止 ）</p> <p>対応方針案の考え方</p> <p>支給額を見直して事業を継続する。</p> <p>（案）喜寿祝金(77歳) 5,000円 米寿祝金(88歳) 20,000円 白寿祝金(99歳) 30,000円</p>
-------	--

2 公共事業再評価委員会審議結果（令和3年11月9日意見具申）

審議対象事業	(2) 敬老事業（敬老祝金）
市が示す対応方針案及び考え方	見直し
	支給額を見直して事業を継続する。 （案）喜寿祝金(77歳) 5,000円 米寿祝金(88歳) 20,000円 白寿祝金(99歳) 30,000円
審議結果	下記の修正案を提案
	本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、下記の通り修正案を提案する。
修正案	コロナ禍により敬老会が未開催になるなど、高齢者の楽しみや敬老の機会が減少していることを鑑み、当面現状維持とする。しかし、今後更なる少子高齢化の進行等により、必要な財源の確保が困難となった場合は、当敬老祝金に限ることなく、関連事業を含め総合的に見直しを検討すべきである。

3 経過及び現在の状況（令和6年8月末時点） 意見具申以降の対応、取組経過等を記載する。

敬老祝金事業は、令和6年度も実施しており、事業見直し作業等の実施には至っていない。

当事業については、長期にわたり市民に広く認知され定着している中で、令和2年度から3年間続いたコロナ禍や現在も続く物価高騰等の経済情勢の影響もあり、対象となる高齢者からは好評を得ている状況で、直ちに見直しに着手することが困難であると判断し、支給額等について現状維持としている。

一方、高齢者人口の増加に伴い、当事業に係る費用負担も増加する中で、高齢者の日常生活における様々な支援やサービスの維持拡充が求められる状況にある。今後の高齢者に関する事業について総合的に検討を進める中で、当事業の該当者の限定や金額の変更等について調査検討し、制度の変更時期等を判断していきたい。

事業番号⑩

再評価実施事業調書・審議結果・経過書（令和5年度再評価実施）

1 再評価実施事業調書

事業名	旧猿島庁舎（さしま窓口センター）		事業主体	坂東市
実施（施工）地名	坂東市山2730番地			
事業の概要・事業制度	<p>事業の目的及び概要</p> <p>旧猿島庁舎は、猿島町役場として昭和40年に建設され、長年、行政機能を担うとともに、周辺には、公民館など数多くの公共施設が整備され、公共的機能等の拠点として重要な役割を担ってきた。合併以降は、坂東市役所猿島庁舎として、周辺の公共施設とともに引き続き猿島地域の公共的機能等の拠点となってきた。</p> <p>平成28年11月の新庁舎開庁後は、行政機能の大部分が移転し、旧猿島庁舎の一部を改修してさしま窓口センターとしたが、建物の大部分が空きスペース・使用不可（非耐震、老朽化）となっていること、さしま窓口センターの来庁者の利便性（トイレ等）、敷地の有効活用などが課題となり、現在に至っている。</p>			
	<p>費用負担の内訳（概要を記入）</p> <p>令和5年度予算</p> <p>庁舎維持管理に要する経費 1,516千円</p> <p>内訳：需用費238千円、燃料費738千円、修繕料100千円、委託料366千円、使用料及び賃借料74千円</p>			
	<p>再評価実施の理由</p> <p>新庁舎建設時に、応急的に建物の一部を改修し、さしま窓口センターとしたが、建物の大部分は非耐震で、老朽化により雨漏り等が発生している。利便性や安全性が低い状況が続き、旧給食センターとともに、暫定的な利用（倉庫等）に留まっている。建物が低利用の状況下で、北側、東側を駐車場として借地していることから、旧猿島庁舎エリア周辺の土地利用のあり方を見直し、方向性を確定する必要がある。</p>			
事業及び関連事業の進捗状況	事業採択年度	平成28年度	本年度事業予算額（うち用地費）	1,516千円（-千円）
	事業着手年度	平成28年度	前年度事業決算額（うち用地費）	1,704千円（-千円）
	当初完了予定年度（該当事業のみ記入）	-年度	当初全体事業費（該当事業のみ記入）	-千円（-千円）
	<p>事業の進捗状況（工事の場合においては用地補償費等の進捗状況）</p> <p>平成28年11月 さしま窓口センターを開設（応急的に建物の一部を改修）</p> <p>令和元年度以降、旧猿島庁舎のあり方について検討</p> <p>令和5年度は、周辺の公共施設と併せた今後の方針について検討</p>			
	<p>関連事業の進捗状況</p> <p>さしま窓口センターの利便性向上（取扱い業務の拡充）について、平成30年度から令和2年度にかけて28業務を追加し、以降、継続的に取り組んでいる。</p>			
<p>今後の事業進捗見通し</p> <p>令和5年度中に方針を確定し、令和6年度以降、方針に沿った事業を実施する。</p>				

※「当初完了予定年度」及び「当初全体事業費」については第3条第1項第1号から第3号に該当する事業のみ記入する。

<p>社会経済情勢の変化</p>	<p>合併後18年が経過し、岩井地域、猿島地域の行政的機能の統合が進み、デジタル化も進展しつつある一方で、交通手段を持たない高齢者が増加しており、住民に身近なサービスの窓口は維持していく必要がある。</p> <p>厳しい財政状況が続く中、公共施設の老朽化が進行し、将来人口の減少が推計されているが、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「坂東市公共施設等総合管理計画」を策定し、施設ごとにより具体的な管理方針を定めるため、公共施設等の「個別施設計画」を策定した。厳しい財政状況の中で、どのように施設保有量の最適化、計画的な改修等を実施していくかが課題となっている。</p> <p>こうしたことから、旧猿島庁舎のあり方について、他の（周辺）公共施設の改修や整備計画と併せた総合的な検討が必要となっている。</p>
<p>費用対効果分析等要因の変化</p>	<p>旧猿島庁舎の建物については、老朽化により今後、維持管理経費が増加することが予測される。また、建物の大部分や敷地が低利用となっている。</p> <p>旧猿島庁舎を大規模改造（耐震補強、空調設備、間取りの変更）する場合、約4億9千万円ものコストが発生する試算となっていること、建物の安全性の観点からも、解体等の必要性が生じると思われ、近年の建設コストの上昇等を踏まえると早期の対応が必要であると思われる。</p>
<p>コスト縮減・代替立案</p>	<p>現在の状況を解消するため、敷地全体について有効活用等を含めた方針を検討する。老朽化し、非耐震である猿島庁舎の建物は解体する方向とし、他の公共施設と併せたさしま窓口センターのあり方について検討する。</p>
<p>地元の意向及び情勢</p>	<p>新庁舎開設以降、猿島地域の拠点としての機能が低下したため、機能強化を求める意向が寄せられている。</p>

<p>対応方針案</p>	<p>対応方針案（ 継続 ・ 見直し ・ 中止 ・ 休止 ）</p> <p>対応方針案の考え方</p> <p>現在の状況を解消するため、敷地全体について有効活用等を含めた方針を検討する。老朽化し、非耐震である猿島庁舎の建物は解体する方向とする。</p>
--------------	--

2 公共事業再評価委員会審議結果（令和5年10月23日意見具申）

審議対象事業	(1) 旧猿島庁舎（さしま窓口センター）
市が示す対応方針案及び考え方	見直し
	現在の状況を解消するため、敷地全体について有効活用等を含めた方針を検討する。 老朽化し、非耐震である猿島庁舎の建物は解体する方向とする。
意見	対応方針案の考え方を修正する。
	本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、対応方針案の考え方に下記のとおり修正を加えるよう求める。
修正案	現在の状況を解消するため、敷地全体について有効活用等を含めた方針を検討する。 老朽化し、非耐震である猿島庁舎の建物は解体する方向とする。 現在のさしま窓口センター機能は維持するとともに、利用者の利便性の向上に努めることとする。

3 経過及び現在の状況（令和6年9月時点） 意見具申以降の対応、取組経過等を記載する。

<p>令和6年2月に市議会において、今後の方針として、旧猿島庁舎及び旧給食センターの建物は解体すること、その他の建物については、今後策定する敷地の利活用計画の中で解体等を検討すること、さしま窓口センターの機能を維持し、利便性を高めること、新たな施設整備については、さしま窓口センターに加え、必要に応じ他の機能を加え複合施設とすること等を説明した。</p> <p>令和6年9月に市議会において、旧猿島庁舎及び旧給食センターの解体、さしま窓口センターの猿島福祉センターへの仮移転について説明した。併せて旧猿島庁舎等解体に要する経費、さしま窓口センターの仮移転に要する経費及び新たな施設の機能・規模の検討に際し、市民等を交えた組織を設置するための経費等の補正予算を確保した。</p> <p>9月下旬から順次、さしま窓口センター仮移転に係る各種工事等を発注し、12月下旬から猿島福祉センター内での業務を開始する。なお、市民に対する仮移転に関する周知については広報紙、市ホームページ、張り紙等により実施する。</p> <p>併せてさしま窓口センター仮移転後速やかに解体工事に着手できるよう、入札等の準備を進めるとともに、新たな施設についての検討を進める。</p>
--

事業番号⑪

再評価実施事業調書・審議結果・経過書（令和5年度再評価実施）

1 再評価実施事業調書

事業名	法務局証明サービスセンター事業		事業主体	坂東市
実施（施工）地名	坂東市岩井4365番地			
事業の概要・事業制度	<p>事業の目的及び概要</p> <p>市民の利便性向上を目的として、平成28年11月の新庁舎開庁時に1階に「法務局証明サービスセンター」を開設した。登記事項証明書（不動産及び商業・法人）、印鑑証明書（商業・法人）等を発行している。</p> <p>なお、国の設置基準を満たさない市の要望による誘致・設置であるため、経費のすべてを市費で運営している。（場所の無償提供を含む。）全国2例のみである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数・・・ 8,380人（令和4年4月～令和5年3月） ・発行通数・・・ 19,544通（令和4年4月～令和5年3月） 			
	<p>費用負担の内訳（概要を記入）</p> <p>令和5年度予算</p> <p>法務局証明サービスセンター運営に要する経費 7,490千円</p> <p>内訳：需用費111千円、役務費423千円、委託料3,144千円、使用料及び賃借料3,812千円</p>			
	<p>再評価実施の理由</p> <p>本来、国で負担すべき業務について、年間749万円もの財政負担を行っており、全国的にも稀な事業である。利便性は高まってはいるが、利用者の半数は他市町村からの利用者であること、利用者の9割が法人であること、利用者が固定され市民生活における個人利用についてはほとんどないため、受益者が一部に偏っているとも言える。</p> <p>現業務委託（事務員人件費）期間は令和2年10月から令和6年9月までとなっており、それ以降の継続（4年間）について、再検討する必要がある。（なお、機器のリース契約期間が令和8年1月までとなっており、違約金も踏まえた検討が必要となる。）</p>			
事業及び関連事業の進捗状況	事業採択年度	平成28年度	本年度事業予算額（うち用地費）	7,490千円（-千円）
	事業着手年度	平成28年度	前年度事業決算額（うち用地費）	7,479千円（-千円）
	当初完了予定年度（該当事業のみ記入）	-年度	当初全体事業費（該当事業のみ記入）	-千円（-千円）
	<p>事業の進捗状況（工事の場合においては用地補償費等の進捗状況）</p> <p>毎年度、必要経費を予算化し執行している。現委託契約期間は令和6年9月までとなっており、関係機関と次期の契約について協議を行っている。</p>			
<p>関連事業の進捗状況</p>				
<p>今後の事業進捗見通し</p> <p>国においては、令和6年2月に、次期の契約期間に係る入札が行われる予定。</p> <p>当市においては、今年度中に方針を決定する予定。</p>				

※「当初完了予定年度」及び「当初全体事業費」については第3条第1項第1号から第3号に該当する事業のみ記入する。

<p>社会経済情勢の変化</p>	<p>国においては、登記所適正配置として支局、出張所の統廃合を進めており、併せてオンライン手続の普及及び法務局サービスセンター(証明書発行請求機)の設置を進めてきた。この法務局サービスセンターについても、設置基準等が定められ、基準に満たない場合、事務の取り扱いを終了することとしている。</p> <p>窓口での対面申請、受取に代わる方法として、証明書の発行郵送申請、オンライン申請のほか、「登記情報提供サービス」により利便向上が図られてきている。</p> <p>※登記情報提供サービス 登記所が保有する登記情報をインターネットを使用してパソコンの画面上で確認できる有料サービス。「照会番号」の発行により、行政機関等へのオンライン申請等の際に、当サービスによって取得した登記情報を登記事項証明書に代えて申請することができる。不動産及び商業登記にかかる証明書のほか、地図等の情報提供を受けることができる。</p>
<p>費用対効果分析等要因の変化</p>	<p>利用者数、証明書通数は設置以来、年々増加しており、単に数値だけで捉えると利用者一人当たりの費用は低下傾向にあるものの、一方で、令和5年6月に実施した利用者アンケートでは、利用者の半数が市外の方で、坂東市在住の方の個人利用は5%未満となっており、年間749万円もの市費を負担する事業としては、受益者に偏りが見られると分析できる。</p>
<p>コスト削減・代替立案</p>	<p>現状の利用状況(受益者が限定される)等を考慮すると、当市のみが敢えて749万円の財政負担をする意義は薄いと考えられる。当該事業を廃止し、得られた財源(749万円)を、より優先すべき行政課題の財源に充てることが、実質的な行政サービスの向上に繋がると思われる。</p> <p>廃止時期は、機器のリース契約の違約金が発生しない令和8年1月とすることが、財政運営面からも、廃止に向けた周知期間等の確保の観点からも、妥当であると考えられる。</p>
<p>地元の意向及び情勢</p>	<p>利用者アンケート調査では、便利であり、継続して欲しいとの意見があった。(市外在住者)</p>

<p>対応方針案</p>	<p>対応方針案 (継続 ・ 見直し ・ 中止 ・ 休止)</p> <p>対応方針案の考え方</p> <p>現状の利用状況(受益者が限定される)等を考慮すると、当市のみが敢えて749万円の財政負担をする意義は薄いと考えられる。当該事業を廃止し、得られた財源(749万円)を、より優先すべき行政課題の財源に充てることが、実質的な行政サービスの向上に繋がると思われる。</p> <p>廃止時期は、機器のリース契約の違約金が発生しない令和8年1月とすることが、財政運営面からも、廃止に向けた周知期間等の確保の観点からも、妥当であると考えられる。</p>
--------------	---

2 公共事業再評価委員会審議結果（令和5年10月23日意見具申）

審議対象事業	(2) 法務局証明サービスセンター事業
市が示す対応方針案及び考え方	見直し
	現状の利用状況（受益者が限定される）等を考慮すると、当市のみが敢えて749万円の財政負担をする意義は薄いと考えられる。当該事業を廃止し、得られた財源(749万円)を、より優先すべき行政課題の財源に充てることが、実質的な行政サービスの向上に繋がると思われる。 廃止時期は、機器のリース契約の違約金が発生しない令和8年1月とすることが、財政運営面からも、廃止に向けた周知期間等の確保の観点からも、妥当であるとする。
意見	対応方針案及び考え方は妥当とする。
	本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、対応方針案及び考えは妥当とする。

3 経過及び現在の状況（令和6年8月末時点） 意見具申以降の対応、取組経過等を記載する。

<p>令和6年2月、市議会において、令和8年1月31日をもって法務局証明サービスセンターを廃止する方針を説明した。</p> <p>令和6年7月、同年9月に契約期間が終了する受付業務委託について、年度末までを契約期間とする契約を締結した。令和7年度については、機器のリース契約等の契約満了日である令和8年1月31日を契約の終期とすることで調整している。</p> <p>また、市民への周知等、廃止に伴う対応については、広報坂東7月号（令和6年7月18日発行）において、廃止に至った経緯、今後の対応について、記事を掲載した。</p> <p>併せて、各種サービス（郵送請求、オンライン請求及び各種インターネットサービス）等の利用促進を図るため、坂東市が受理する申請書等に添付する法務局発行証明書等の省略及び代替方法について、検討を進めており、今後、全庁的な調整を実施していく。</p> <p>これについても、広報坂東等において市民等に周知していく。</p>
--

事業番号⑫

再評価実施事業調書・審議結果・経過書（令和5年度再評価実施）

1 再評価実施事業調書

事業名	岩井福祉センター事業		事業主体	坂東市
実施（施工）地名	坂東市辺田48番地			
事業の概要・事業制度	<p>事業の目的及び概要</p> <p>福祉センターは、条例において「地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、入浴、給食等の福祉サービス、機能回復訓練、創作活動、ボランティアの養成、各種福祉情報の提供等を総合的に行い、もって地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るため」設置されている。（岩井福祉センター、猿島福祉センター）</p> <p>岩井福祉センターについては、平成5年の設置当初は、市職員が施設を管理し、業務（デイサービスの一部）を社会福祉協議会に委託した。平成23年の東日本大震災に伴い、附属庁舎内にあった社会福祉協議会事務所を岩井福祉センターに移転した。また、センターの管理については、平成25年度から社会福祉協議会での指定管理に移行した。</p> <p>なお、平成28年3月にデイサービス、令和2年3月にヘルパー派遣事業を廃止し、浴室は令和3年度をもって廃止しており、現在は社会福祉協議会の事務所としての機能が大きい。</p>			
	<p>費用負担の内訳（概要を記入）</p> <p>令和5年度予算</p> <p>岩井福祉センター運営に要する経費 24,883千円</p> <p>岩井福祉センター施設運営管理業務委託料 24,883千円</p>			
	<p>再評価実施の理由</p> <p>現在、岩井福祉センターでは福祉サービスを実施しておらず、社会福祉協議会の事務所としての機能が大部分で、施設設置当初の目的及び条例に定めた施設の位置付けと乖離している。建物については、老朽化に伴う改修工事等（事業費1億6千万円程度）が必要となっているが、福祉センターとしての施設運営の継続等を含め、今後のあり方の検討が必要である。</p>			
事業及び関連事業の進捗状況	事業採択年度	平成5年度	本年度事業予算額（うち用地費）	24,883千円 (- 千円)
	事業着手年度	平成5年度	前年度事業決算額（うち用地費）	23,051千円 (- 千円)
	当初完了予定年度（該当事業のみ記入）	- 年度	当初全体事業費（該当事業のみ記入）	- 千円 (- 千円)
	事業の進捗状況（工事の場合においては用地補償費等の進捗状況）			
	<p>関連事業の進捗状況</p> <p>社会福祉協議会事務所、シルバー人材センター事務所、会議室、創作室、ふれあい広場等の貸出し</p>			
<p>今後の事業進捗見通し</p> <p>岩井福祉センターは老朽化に伴う改修工事等を実施する予定になっており、多額の財政支出が予定されている。</p>				

※「当初完了予定年度」及び「当初全体事業費」については第3条第1項第1号から第3号に該当する事業のみ記入する。

社会経済情勢の変化	<p>当施設は、建設当初から在宅の高齢者福祉サービスの中核としての機能を担ってきたが、平成12年4月の介護保険法施行以降、市内には多くの民間の通所介護事業所が設置されている。</p> <p>行政が担う公的な機能としては、サービス提供主体としての役割ではなく、民間活力を生かした市域全域でのサービス提供体制の構築や総合調整等の強化が求められている。</p>
費用対効果分析等要因の変化	<p>施設館内の利用者はコロナウイルス感染症防止や入浴廃止等に伴い減少傾向である。また、経年劣化等により機器の修繕等維持管理に要する経費が年々高額になっている。</p>
コスト縮減・代替立案	<p>現在の利用状況は、社会福祉協議会の事務所、高齢者を対象とした生涯学習、公民館活動的な機能が主となっており、設置当初の役割は終了したと思われる。</p> <p>老朽化による施設の改修が必要となっているが、多額の財政負担が生じるため、現施設の機能の他施設等での代替について検討するなど、抜本的な見直しが必要である</p>
地元の意向及び情勢	<p>市民に対する意向調査を実施した実績はない。</p>

対応方針案	<p>対応方針案（ 継続 ・ 見直し ・ 中止 ・ 休止 ）</p> <p>対応方針案の考え方</p> <p>現在の利用状況は、社会福祉協議会の事務所、高齢者を対象とした生涯学習、公民館活動的な機能が主となっており、設置当初の役割は終了したと思われる。</p> <p>老朽化による施設の改修が必要となっているが、多額の財政負担が生じるため、現施設の機能の他施設等での代替について検討するなど、抜本的な見直しが必要である。</p>
-------	--

2 公共事業再評価委員会審議結果（令和5年10月23日意見具申）

審議対象事業	(3) 岩井福祉センター事業
市が示す対応方針案及び考え方	見直し
	現在の利用状況は、社会福祉協議会の事務所、高齢者を対象とした生涯学習、公民館活動的な機能が主となっており、設置当初の役割は終了したと思われる。老朽化による施設の改修が必要となっているが、多額の財政負担が生じるため、現施設の機能の他施設等での代替について検討するなど、抜本的な見直しが必要である。
意見	対応方針案及び考え方は妥当とする。
	本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、対応方針案及び考え方は妥当とする。

3 経過及び現在の状況（令和6年8月末時点） 意見具申以降の対応、取組経過等を記載する。

<p>現在の利用状況に鑑み、条例に規定する福祉センターとしての役割は終了したと判断できることから、今後、条例廃止に向けた環境整備を進める。</p> <p>具体的には、用途廃止に伴う代替機能の確保（事務所、レクリエーション機能等）や、今後の管理のあり方について、各所管課（関係者）での対応が必要となるため、連絡調整などを進める予定である。</p>
--